

平成26年度第9回県政参画電子アンケート
『危険ドラッグの規制強化に関するアンケート』調査結果

1 調査概要

- ・テーマ：「危険ドラッグの規制強化に関するアンケート」
- ・期間：平成26年8月1日(金) ～ 8月8日(金) 17:00まで
- ・対象：県政参画電子アンケート会員
- ・回答：372名/480名(77.5%) (※回答者数は重複回答者除く)

2 アンケートの調査目的

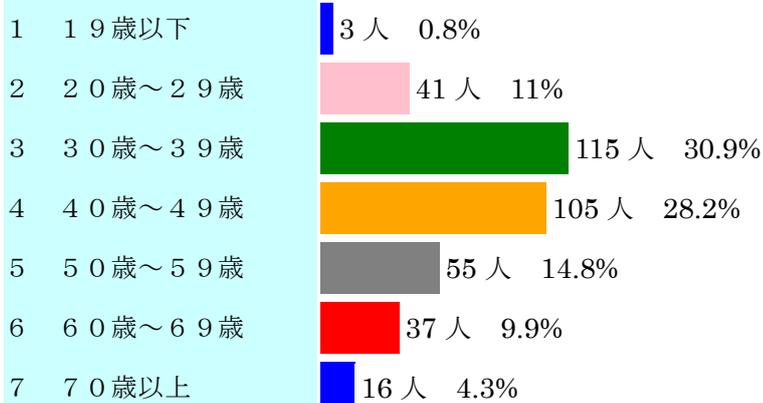
危険ドラッグ(従前は「脱法ドラッグ」「合法ハーブ」等)は、使用による健康被害があるばかりでなく、正常な判断が出来ない状態で自動車を運転し、重大事故に結びつく事件が全国で多発して社会問題化しています。

鳥取県では平成25年3月に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、法律で規制する麻薬や覚せい剤等のほかに、危険ドラッグのうち人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に立証されたものを知事指定薬物に指定し、製造、販売、所持、使用等の行為を禁止し、罰則も設けています。

しかし危険ドラッグは、麻薬や覚せい剤と同等かそれ以上に危険な薬物であるにもかかわらず、指定薬物の化学構造の一部を変えることで法の規制の網を逃れるような行為が横行し、取り締まりが極めて困難という状況があります。

鳥取県では、このような状況を改善するため、条例を改正し規制を強化する方向で検討しており、その参考にさせていただくため、アンケートを実施するものです。

(問1) あなたの年齢について教えてください。



(問2) あなたの性別をお教えてください。



(問3) 危険ドラッグの製造、販売、所持、使用などの行為について、
社会的に許されるものだと思いますか



(問4) 問3で選択した回答の理由をお書きください【自由記載欄】

(問5) 危険ドラッグに対する規制を強化すべきだと思いますか



(問6) 法律で規制されていない危険ドラッグを、県の条例で規制する（禁止規定・罰則を設ける）
ことについてどう思いますか



(問7) 現在も条例で知事指定薬物の製造、販売、所持、使用などの行為に関して罰則を設けていますが、
危険ドラッグの規制において、条例で罰則を科すことをどう思いますか



(問8) 今後の県の危険ドラッグ対策のあり方としてふさわしいと思うものを選択してください
<複数選択可>

